

令和5年度 市街化区域内の農地転用の手続きについて

《市街化区域内の農地の転用は許可ではなく、農業委員会への届出となります。》

1 農地法第4条届出(※1)・第5条届出(※2)受理通知書の交付日

(※1) 農地所有者が自ら農地を農地以外の用途に利用(転用)する場合

(※2) 農地を買受けて、または借受けて農地以外の用途に利用(転用)する場合

月	受付期間(受理日)	交付日
4	3月30日 ~ 5日	12日
	6日 ~ 12日	19日
	13日 ~ 19日	26日
	20日 ~ 26日	5月10日
	27日 ~ 5月10日	5月17日
5	11日 ~ 17日	24日
	18日 ~ 24日	31日
	25日 ~ 31日	6月7日
6	1日 ~ 7日	14日
	8日 ~ 14日	21日
	15日 ~ 21日	28日
	22日 ~ 28日	7月5日
7	29日 ~ 7月5日	7月12日
	6日 ~ 12日	19日
	13日 ~ 19日	26日
	20日 ~ 26日	8月2日
8	27日 ~ 8月2日	8月9日
	3日 ~ 9日	16日
	10日 ~ 16日	23日
	17日 ~ 23日	30日
	24日 ~ 30日	9月6日
9	31日 ~ 9月6日	9月13日
	7日 ~ 13日	20日
	14日 ~ 20日	27日
	21日 ~ 27日	10月4日
10	28日 ~ 10月4日	10月11日
	5日 ~ 11日	18日
	12日 ~ 18日	25日
	19日 ~ 25日	11月1日
11	26日 ~ 11月1日	11月8日
	2日 ~ 8日	15日
	9日 ~ 15日	22日
	16日 ~ 22日	29日
12	<u>24日(金)</u> ~ 29日	12月6日
	30日 ~ 12月6日	12月13日
	7日 ~ 13日	20日
	14日 ~ 20日	27日
1	21日 ~ 27日	1月10日
	28日 ~ 1月10日	1月17日
	11日 ~ 17日	24日
2	18日 ~ 24日	31日
	25日 ~ 31日	2月7日
	1日 ~ 7日	14日
	8日 ~ 14日	21日
3	15日 ~ 21日	28日
	22日 ~ 28日	3月6日
	29日 ~ 3月6日	3月13日
	7日 ~ 13日	<u>21日(木)</u>
10	14日 ~ <u>19日(火)</u>	27日
	21日 ~ 27日	4月3日
	28日 ~ 4月3日	4月10日
	11月1日 ~ 11月8日	11月15日

月	受付期間(受理日)	交付日
10	5日 ~ 11日	18日
	12日 ~ 18日	25日
	19日 ~ 25日	11月1日
	26日 ~ 11月1日	11月8日
11	2日 ~ 8日	15日
	9日 ~ 15日	22日
	16日 ~ 22日	29日
	<u>24日(金)</u> ~ 29日	12月6日
12	30日 ~ 12月6日	12月13日
	7日 ~ 13日	20日
	14日 ~ 20日	27日
	21日 ~ 27日	1月10日
1	28日 ~ 1月10日	1月17日
	11日 ~ 17日	24日
	18日 ~ 24日	31日
2	25日 ~ 31日	2月7日
	1日 ~ 7日	14日
	8日 ~ 14日	21日
	15日 ~ 21日	28日
3	22日 ~ 28日	3月6日
	29日 ~ 3月6日	3月13日
	7日 ~ 13日	<u>21日(木)</u>
	14日 ~ <u>19日(火)</u>	27日
10	21日 ~ 27日	4月3日
	28日 ~ 4月3日	4月10日
	11月1日 ~ 11月8日	11月15日
	11月8日 ~ 11月15日	11月22日

2 受理できない場合

- (1) 届出に係る農地等が市街化区域内にない場合
- (2) 届出者が届出に係る農地等について、何らの権限も有していない場合
- (3) 農地法で定められた添付すべき書類のない場合

3 農地法第3条の3届出(農地の権利を相続等によって取得した場合)

農地法第3条の3届出の受付期間及び受理通知書交付日は、農地法第4条届出・第5条届出の受付期間及び受理通知書交付日と同様です。

4 注意事項

生産緑地指定を受けている農地は、生産緑地指定解除後でなければ農地転用できません。
(詳しくは緑地政策課へお問い合わせ下さい。)

【問合せ先】静岡市農業委員会事務局 農地係
電話：054-221-1140
FAX：054-221-1489